



支えてくれる人たち

福岡西中学校3年(当時)

大畑早貴

私は、中学校生活が始まってから、いろいろな人のお世話になり、支えてきてもらいました。家族をはじめ、先生や友だち、親せきの人など、数えきれないくらいの迷惑をかけています。小さな悩みから大きな悩みまで、相談できる時は、すべて相談するようにしています。お母さんや先生のような大人の意見。友だちや兄妹のような子どもの意見。どちらの意見もそれぞれに良いところがあるので、できるだけ多くの人に相談していろいろな人の意見を聞くようにしています。自分に合った考えを選び、無理せずマイペースにがんばることが今の私の目標です。

「家族」。家族の中でも一番は「お母さん」です。同じ性別じゃないとわからない悩みなど、同じ女性として共感してくれることがあるからです。それに、一番気にかけてくれるということもあり、お父さんやお兄ちゃんやおばあちゃんにはできない相談ができます。私がちよつとしたことですねていたりする時は、やはり優しくさだけではだめなのでしかられて、毎日のようにケンを力しています。自分が悪いとはわかっていても、お母さんも私もケン力となると人が変わって、すごい言い合いになるのでケン力はなかなか終わります。でもこうやって激しい言い合いをするからこそ言えることがたくさんあります。



福岡小学校2年(当時) 松本琉希

れない時が多いけど、心の隅には必ずアドバイスを置くようにしています。他にも私は、いろいろな人にいろいろなアドバイスをもらっています。アドバイスをもらったり同時に、はげまされたり、私のことを思ってくれたり、私のことを思ってくれたり、本当はたくさんの人に支えてもらっているんです。学校を休んだ時には、嫌な顔をせずに連絡を届けにきてくれる友だち。休んでいたから家に電話をかけてきてくださる先生。そして、何よりも誰よりも支えてくれる家族。私の周りには、これでもかというくらい親切で思いやりのある人が多いということを最近改めて実感しました。



八千種小学校5年(当時) 大畑優都里



今、私には、支えてもらっているばかりで、人を支える側ではありません。お世話になってばかりです。でもいつかは、支えてくれた人を支えられるような、大きな人間になりたいです。



福岡西中学校2年(当時) 中杉穂乃香

人権標語

「ごめんね」と言えるきみが
すてきだね
高岡小学校2年(当時)
高見 迅

「ありがとう」
言う人 聞く人 いい気分
福岡小学校4年(当時)
清水彩実

感謝して はっきり言おう
ありがとう
田原小学校6年(当時)
岸口聡志

分かり合い
支えていくのが 真の友
福岡東中学校1年(当時)
増田大成

憲法の勉強

町長
嶋田正義



4月に勤労者通信大学の憲法コースに入學しました。理由は、私の町政に対する姿勢が「憲法を町政に生かす」ことであり、最近になって憲法に関する議論が活発になってきたからです。

勤労者通信大学は名前のとおり勤労者の生活と権利を守る立場で勉強する大学です。

憲法第99条には「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と書かれています。

みなさんの税金から給料をもらっている者（公務員）は憲法を守る義務があります。

ところが、最近の状況には、上級公務員が先頭に立って憲法を変えようとする動きも見られます。こうした異常に対応するためには、しっかりと勉強をしておく必要があります。

いま、憲法第96条を変えようとする動きが出ています。第96条は「この憲法の改正は各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその

承認を経なければならぬ。」となっています。

三分の二以上は厳しすぎるので二分の一以上に変更しようとの主張です。法律も予算も出席議員の二分の一以上で可決しますので、その言い分は正しいようにも思えます。

しかし、大学の教科書を読んでみると、憲法と法律は性質が違うので先進国の多くが憲法の改正には三分の二以上の賛成が必要という厳しい条件であることが分かります。

日本政府がよくお手本にするアメリカも三分の二以上となっています。

専制政治、独裁政治を排して、国民のいのち、暮らし、人権を守るために到達した人類の知恵が、憲法改正では三分の二以上の賛成が必要という厳しい条件を課しているのです。

やはり「知は力」なのです。

生活科学センターだより

貴金属の訪問買取 法律が改正されました

相談

知らない業者から「不要品を何でも買取る。」と電話があり、来てもらった。古着を見せたら、「貴金属を出してくれたら古着の買取価格を高くする。」と言われ、金のネックレスやプラチナの指輪などを数点見せた。業者はさつさと宝石の重さを量り、留袖訪問着、宝石などを合計3万円で購入すると言い、すぐ次の訪問があるからと急いで帰った。何だか大切なものを不当に安く買取られたと後悔している。解約したい。

（60歳代女性）

処理

平成24年8月に特定商取引法が改正、平成25年2月から施行され、業者の訪問買取が「訪問購入」として規制されるようになりました。

クーリング・オフ制度が導入され、法定書面交付日から8日間は、売主（消費者）からの契約解除が可能になりました。

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



すぐにクーリング・オフの手続きをするよう助言しました。

アドバイス

クーリング・オフ期間中は売った品物の引渡しを断ることができるようになりました。仮に、渡した品物を業者が転売したとしても、売主がクーリング・オフをすれば、転売先から品物を取り戻せます。

しかし、転売先が速やかに品物を返してくれるかどうか分からないので、契約は慎重に行い、クーリング・オフ期間中はなるべく品物を渡さないようにしましょう。

買取りを頼むつもりがない時は、曖昧な返答はせずに、「契約しません。」
「売る物はありません。」
ときっぱりと断りましょう。

ポイント

1、飛込勧誘の禁止
買取りを依頼していない

売主に営業所等以外の場所での勧誘等を行うことが禁止されました。

2、再勧誘の禁止

契約を締結しない意思を示した売主に対し、再度勧誘することが禁止されました。

3、契約書面の交付

売買契約の申込み（契約）をした時は、売主に法定書面（契約書）を交付しなければならなくなりました。

4、クーリング・オフ

①法定書面交付日から8日間は、書面により売主からの売買契約の申込みの撤回解除が可能となりました。
②クーリング・オフ期間中は、売主は物品の引渡しを拒むことが可能となりました。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
（☎22・4977）

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火・金曜日
9時～16時

神崎郡消費生活中核センターは、文化センターの敷地内にあります。
（月曜日は休館日）

平成25年度国民健康保険税の税率が決まりました

(平成24年度からの変更はありません。)



	計算の説明	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (※)
A 所得割額	課税所得金額×税率	6.1%	2.4%	2.6%
B 資産割額	固定資産税額×税率	15.1%	5.7%	8.6%
C 均等割額	被保険者1人につき	22,700円	8,600円	9,400円
D 平等割額	1世帯につき	15,900円	6,400円	4,700円
年間保険税	A+B+C+D (賦課限度額まで)	賦課限度額 510,000円	賦課限度額 140,000円	賦課限度額 120,000円

※介護納付金分は40歳以上65歳未満の方のみ

●保険税の軽減制度

平成24年中の所得が所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。軽減を受けるための申請は不要ですが、未申告世帯は軽減の対象にはなりません。

	世帯主と国民健康保険加入者の24年中の所得金額の合計
7割軽減	33万円以下
5割軽減	(33万円+世帯主を除いた加入者数×24万5千円)以下
2割軽減	(33万円+加入者数×35万円)以下

(後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減特例)

- 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人が世帯内にいる場合、それまで軽減を受けていた世帯は、移行後も同様の軽減が受けられるよう、移行した人の前年所得や人数を含めて判定を行っています。これまでは移行後5年間に限っていましたが、期間の制限がなくなりました。
- 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することによって、国民健康保険加入者が1人となる世帯は、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割額が半額になります。これまでは移行後5年間に限っていましたが、軽減期間が延長され、その後3年間の平等割額が4分の3の額になります。

(非自発的失業者の方に対する軽減制度)

平成21年3月31日以降、倒産・解雇などによる離職や雇止めなどにより離職された65歳未満の方の保険税は、前年給与所得を30/100とみなして計算します。

対象となるのは、ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証により上の理由で離職されたことを確認できる方です。

軽減を受けるためには申請が必要です。

問い合わせ先

○国民健康保険税に関すること 税務課(内線342)

○国民健康保険の資格・給付に関すること
健康福祉課(内線355・356)



警察では、不法就労・不法滞在等の来日外国人犯罪の取締りのほか、企業等に対して不法就労防止の呼びかけや、外国人従業員等に対しては、事件・事故等の被害にあわなためアドバイスを行っています。

福崎警察署 23・0110

現在、わが国の不法滞在者は減少傾向にあります。その大部分は不法就労しているものとみられます。

外国人を雇用する際には、在留カード等を見て、働くことがでる在留資格であるかどうかをよく確認してください。

福崎警察署からのお知らせ

不法就労・不法滞在防止
にご理解とご協力を

平成25年度介護保険料

65歳の誕生日の前日の属する月から、各市町で決められた基準額をもとに、所得段階別に保険料が決定し、個々に納付していただきます。

基準額は、介護サービスにかかる費用などに応じて3年ごとに見直されます。平成24年度から平成26年度は月額4,800円です。

みなさんには、6月に発送する「平成25年度介護保険料納入決定通知書」でお知らせします。

介護保険料を年金から納めていただいている方へ

4・6・8月分は、原則前年度の2月分と同額の保険料を納めていただきます。（仮徴収）

前年の所得に応じ年間の保険料が決定すると、仮徴収で納めていただいた額を差し引いた残りの額を10・12・2月分で納めていただきます。（本徴収）

【介護保険料早見表】

所得段階	対 象 者	保険料率	年額（円）
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.50	28,800
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の人	基準額×0.50	28,800
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.65	37,400
	世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額+公的年金等収入額が120万円を超える人	基準額×0.75	43,200
第4段階	本人が住民税非課税（同一世帯に住民税課税者がいる）で、 前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の人	基準額×0.83	47,800
	本人が住民税非課税（同一世帯に住民税課税者がいる）で、 前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円を超える人	基準額×1.00	57,600
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25	72,000
第6段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	86,400
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.70	97,900

※第2・3・4段階の「合計所得金額」とは、年金以外の所得で構成する合計所得金額をいいます。

前 年 度			現 年 度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収			仮徴収			本徴収		

問い合わせ先 税務課 介護保険料担当（内線342）

介護保険施設の居住費、食費の軽減制度があります！

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイの各サービスを利用する方のうち、次の方については、居住費、食費について負担の上限額（負担限度額）が設けられ、負担が軽減されます。

1. 住民税非課税世帯の方
2. 生活保護を受けている方 など

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度があります！

介護保険サービスを利用すると、かかった費用の1割が利用者負担となりますが、社会福祉法人等が行う介護サービスを利用した場合、所得により利用者負担が軽減される制度があります。

軽減を受けるにはどうすればいいの？

居住費、食費の負担限度額の適用や利用者負担額の軽減を受けるには、事前に申請する必要があります。サービスを利用する前に、申請書に必要事項を記入して申請してください。認定された方には、後日、介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を交付しますので、施設、事業所へ提示してからサービスを利用してください。

1日あたりの負担限度額

利用者の所得等の状況	食費の負担限度額	居住費の負担限度額	
・住民税非課税世帯で 老齢福祉年金受給者 ・生活保護を受給している方	300円	ユニット型個室	820円
		ユニット型準個室	490円
		従来型個室	490円 (320円)
・住民税非課税世帯で 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	390円	多床室（大部屋）	0円
		ユニット型個室	820円
		ユニット型準個室	490円
・住民税非課税世帯の方 （上の基準に該当しない方）	650円	従来型個室	490円 (420円)
		多床室（大部屋）	320円
		ユニット型個室	1,310円
		ユニット型準個室	1,310円
		従来型個室	1,310円 (820円)
		多床室（大部屋）	320円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合、従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。

※ユニット型個室や従来型個室などの区分については、利用する施設・事務所へお問い合わせください。

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係（内線353・354）

新しい福祉医療費受給者証を送付します

現在お持ちの福祉医療

費受給者証（うぐいす

色）の有効期限は6月30

日です。平成25年度の所

得判定後、該当する方に

は、新しい受給者証（サ

モンピンク色）を6月下

旬に世帯ごとに郵送（簡

易書留）します。

ただし、母子家庭等の

方、また平成24年度に福

祉医療費受給者証が交付

されていない方で新たに

受給者に該当する方には

申請書類等を送付します。

役場健康福祉課で手続き

してください。

更新する福祉医療制度

と所得制限等については

下表のとおりです。

旧受給者証（うぐいす

色）は、有効期限終了後

健康福祉課へ返却してく

ださい。返信用封筒を同

封していますので、ご利

用ください。

加入保険や住所を変更

された場合は、必ず早め

に届出をしてください。

問い合わせ先

健康福祉課

国保医療係

（内線355・

356）



平成25年度 福祉医療制度所得制限等一覧表

- 重度障害者および高齢重度障害者医療費助成制度
（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方）
- 乳幼児等医療費助成制度（0歳～小学3年生までの方）
- こども医療費助成制度（小学4年生～中学3年生までの方）

	所得確認対象者	所得制限の内容
重度（高齢重度） 障害者医療	本人・配偶者・扶養義務者	所得確認対象者の市町村民税 の所得割税額の合計額が
乳幼児等医療	乳児等保護者（扶養義務者）	235,000円未満
こども医療	こども保護者（扶養義務者）	※0歳児については所得制限 はありません

- 母子家庭等医療費助成制度
（18歳または20歳までの子を監護
する母または父及びその子）

所得確認 対象者	扶養親族等 の数	所得限度額
母子家庭等 の母等 （扶養義務者）	0	1,920,000
	1	2,300,000
	2	2,680,000
	3	3,060,000
	4	3,440,000
	5	3,820,000

- 老人医療費助成制度（65歳以上70歳未満の方）

区 分	負担割合	所得制限の内容	自己負担限度額	
			外 来	入 院
低所得者Ⅱ	2割	世帯全員が市町村民税非課税で、本人 の年金収入を加えた前年の所得が80 万円以下の方	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	1割	世帯全員が市町村民税非課税で、その 世帯全員の所得が0円の方 （年金収入が80万円以下で他に所得がないこと）		15,000円

進めよう わが家の耐震改修

町と県では、昭和56年5月以前に着工された住宅を対象に、住まいの耐震化を支援しています。詳しくは、まちづくり課（内線335・336）へ。



制度の流れ

簡易耐震診断推進事業

町が簡易耐震診断員を派遣し、調査・診断を実施します。

事業費

木造戸建住宅の場合：30,000円
（個人負担額：3,000円）

申込期日 平成26年1月31日



簡易耐震診断の結果、評点の低かった住宅については、右の補助が受けられます。

福崎町住宅耐震改修促進事業

町が耐震改修工事にかかる事業費の一部を補助します。

補助金額 事業費の16分の1以内（15万円／戸を上限）

※町内施工業者を利用した場合、さらに加算があります。

わが家の耐震改修促進事業

県が耐震改修の計画策定と工事にかかる事業費の一部を補助します。

補助金額 ①計画策定費補助：事業費の3分の2以内
（戸建住宅の場合：20万円／戸を上限）

②工事費補助：事業費の3分の1以内
（戸建住宅の場合：80万円／戸を上限）

申込期日 予定戸数に達し次第受付終了